

# 体の不自由な人の福祉ガイド(聴覚障がい、平衡障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい)

令和8年4月1日現在  
 真庭市役所 健康福祉部 福祉課  
 TEL 0867-42-1581  
 FAX 0867-42-1369

○補装具費(購入費・修理費・借受け費)の支給 申請窓口:市役所 福祉課または各振興局窓口  
 次の補装具が必要な場合、購入費等が支給されます。

補装具を購入・修理・借受けされる前に、必ず申請の手続きをしてください。

補装具の種類によっては、個々の障がい、生活環境に適応したものを購入するために、専門機関(岡山県身体障害者更生相談所 岡山市北区南方2-13-1)の判定が必要な場合があります。

利用者負担については、「1割負担(生活保護受給世帯・低所得世帯は無料)」となります。ただし、所得等に  
 応じて月額負担上限額が設定されています。令和6年4月1日から障がい児の所得制限は撤廃されました。

※毎年、真庭市内や近隣自治体で実施されている身体障害者巡回更生相談でも判定を受けていただくことができます。

補装具の種類	内 容	判定	
補聴器	ポケット型	箱形の本体をポケットなどに入れて、コード付きのイヤホンで聴くタイプの補聴器	判定必要 (書類判定)
	耳かけ型	耳に掛けて使用するタイプの補聴器	
	骨導式ポケット型	骨導聴力を活用した補聴器で、ポケット型補聴器と骨導レシーバーを組み合わせたタイプのもの	
	骨導式眼鏡型	骨導聴力を活用した補聴器で、眼鏡のフレームに骨導式ポケット型補聴器と同様の仕組みがあるタイプのもの	
	補聴システム	重度難聴用耳かけ型補聴器に接続した受信機とワイヤレスマイクを組み合わせる * 職業又は教育上の特に必要と認められる者。	
	耳あな型	耳あなに挿入して使用するタイプの補聴器 * 医学的社会的な理由から真に必要な者	判定必要 (来所判定又は 巡回更生相談)
人工内耳用音声信号処理装置 (修理に限る)	体内に埋め込まれたインプラントに情報を送るための装置	判定必要 (書類判定)	
重度障害者用意思伝達装置	重度の両上下肢及び音声・言語機能障がい者であって、装置によらなければ意思伝達が困難な方に支給されます。	判定必要 (原則訪問判定)	

## ○自立支援医療(更生医療)の給付

申請窓口:市役所 福祉課または各振興局窓口

障がいに対し確実な治療効果が期待される医療に限り、医療保険自己負担分の一部又は全部を公費で負担する 制度です。自立支援医療では、指定医療機関で治療を受けられた場合、原則として医療費の1割は自己負担となりますが、所得に応じて月額負担上限額が決められており、負担が重くなりすぎないようにしています。

次の医療が対象となります。

原則として事後の申請は認められません。治療を受ける前に申請してください

なお、手術部位に係る身体障害者手帳の障がい認定を受けた上で、岡山県身体障害者更生相談所にて判定を受ける必要があります。

### 聴覚障がい

- ・慢性中耳炎、感音難聴 …… 鼓膜(鼓室)形成術、人工内耳埋込術
- ・外耳性難聴、外耳道閉鎖術 …… 外耳道形成術、人工中耳埋込術
- ・鼓膜穿孔、鼓膜癒着 …… 鼓膜剥離術、形成術

### 音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい

- ・口蓋裂・兔唇 …… 口蓋裂形成術、口唇裂形成術
- ・そしゃく機能障がい …… 歯科矯正治療 マルチブラケット装置、保定装置
- ・その他 …… 人工喉頭、食道発声訓練

\* 補装具のほかに、障がいのある方の日常生活の便宜を図るために日常生活用具を給付します。  
対象種目等は窓口でお問い合わせください。(例)聴覚障害者用屋内信号装置

各種事業

岡山県聴覚障害者センター 住所:岡山市北区南方2丁目13-1(岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内) 電話:086-224-0221 FAX:086-224-0236  
新声会 住所:備前市浦伊部 1113-24(事務所 宮田様方) FAX:0869-64-1298 電話:090-3746-2625

事業名	内容	備考	相談窓口
意思疎通支援事業	手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者等の意思疎通支援を行います		真庭市福祉課 及び各振興局
手話奉仕員養成事業	手話奉仕員の養成講座を実施します		
要約筆記奉仕員養成事業	要約筆記奉仕員の養成講座を実施します		
聴覚障害者コミュニケーション機器貸出事業	聴覚障がい者に対してOHP(オーバーヘッドプロジェクター)、OHC(オーバーヘッドカメラ)、ビデオカメラ、投影装置、ループなどを貸出しています。	※登録が必要	岡山県聴覚障害者センター
字幕ビデオライブラリーの貸出	字幕入りビデオカセット、手話付ビデオカセットの貸出をしています	※登録が必要	
手話通訳者養成事業	手話通訳者の養成を行います		
要約筆記者養成事業	要約筆記者の養成を行います		
音声機能障害者発声訓練事業	音声言語機能を喪失された方々に発声訓練を行います	開催会場:岡山市 :津山市	新声会
失語症者向け意思疎通支援者養成事業	失語症者に対する意思疎通支援を行います		岡山県(岡山県言語聴覚士会)
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者に対する移動介助、コミュニケーション支援、情報保障を行います		岡山県(岡山盲ろう者友の会)
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	上記の通訳・介助員の養成を行います		同上